

国内経済要録

政府保証付社債を担保とする本行貸出の取扱

このほど政府保証付日本航空(株)社債が発行され、また近く同様に政府保証付の電源開発(株)社債および東北興業(株)社債が発行される予定であるが、これら政府保証付社債を担保とする本行貸出の取扱は、発行会社の性格、発行券件などをも勘案し、現行の電信電話債券および鉄道債券(いずれも受益者引受分を除く)を担保とする貸出と同様とすることになった。

政府短期証券応募申込の受付時間を延長

政府短期証券応募申込の受付は、発行日の前営業日の正午(土曜日は午前10時30分)までとなつているが(調査月報5月号参照)、応募円滑化の趣旨から本店および大阪支店においては運用上発行日の前営業日の午後3時(土曜日は正午)まで受け付ける扱とし、6月26日受付分から実施に移した。

国際復興開発銀行より国際復興開発銀行

通貨代用国債債券買入

国際復興開発銀行では、加盟国に対する円貨貸付資金に充当するため、政府に対し同行出資金の一部として交付を受けていた国債160億円のうち8億円につき償還請求を行つてきたが、政府は「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第7条に基づき、本行に上記国債の買入を命じたので、6月22日その買入を実行した。買入国債の利率および償還期限は大蔵大臣が前記法律に基づき年利6分2厘、償還期限昭和38年6月1日に決定した。

国際金融公社への加盟と、これに伴う措置

に関する法律公布

政府は6月15日ワシントンで国際金融公社協定に調印し、正式にこれに加盟した。この公社は国際復興開発銀行の姉妹機関として、後進国開発に必要な投資を促進するために設けられたもので、政府は7月2日、さきに国会を通過した「国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律」を公布した。同法によれば、わが国の同公社に対する出資は邦貨996,840千円に相当する合衆国ドルの金額の範囲内とし、本行は公社の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行うことになつている。なお本法は公社協定の効力発生の日から施行される(7月10日現在未施行)。

金融機関資金審議会の中小企業金融疏通に関する意見

金融機関資金審議会は6月12日、中小企業金融の疏通に関する意見を大要以下のとおりとりまとめた。

1. 市中銀行の自主的協力の活潑化について

(1) 市中銀行は従来資金量不足のため、中小企業の資金

需要に十分応じ切れないうらみがあつたが、資金事情が好転した今日、中小企業向融資額の一層の増大を図ること。

(2) 昨年4月以来、銀行協会内に中小企業金融相談所を設けるなど、その施策に見るべきものがあるが、なお貸付事務の簡素化あるいは窓口事務の改善などにより、中小企業者の親近感の増大に努めること。

(3) 信用保険、信用保証などの信用補強制度を一層積極的に利用し、中小企業融資の拡大を図ること。

2. 親企業の下請代金支払の促進について

(1) 7月1日から「下請代金支払遅延防止法」が施行される運びになつたが、支払遅延防止は法律によつて解決を図るよりも、本来企業の内部充実によるのが望ましく企業の内部留保を厚くするため総合的の方策を講ずること。

(2) また親企業の経理担当者または下請発注者など、下請業者と直接接する地位にある者の啓蒙を図ること。

3. 信用補強制度の拡充と改善について

中小企業信用保険基金の増額、利用手続の簡素化、事故発生後の処理の迅速化など、信用補強制度の拡充、改善に努めること。

4. 中小企業金融専門機関の育成、監督等について

(1) 金融緩慢化に伴い、民間の中小企業金融専門機関は市中銀行との激しい競争にさらされているが、これらが不健全な経営に陥らぬよう監督指導について特段の考慮をなすこと。

(2) 政府関係金融機関の資金量の充実を図ること。

(3) 商工組合中央金庫と中小企業金融公庫および政府関係金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫)と民間金融機関(相互銀行、信用金庫、信用協同組合)相互間の業務分野の調整を行うこと。

(4) 信用協同組合に対する認可および監督の権限を中央官庁に移し、監督行政の一元化、信用協同組合の濫設抑制を図ること。

5. その他

(1) 金利および政府金融機関の代理業務委託手数料などの引下げにより、中小企業の負担軽減を図ること。

(2) 中小企業の受取る手形の期限の適正化、手形の乱用防止などの方策を考究すること。

(3) 中小企業者の組織化を指導すること。

(4) 電話加入権の質権設定に対する法的制限(公衆電気通信法第38条)を撤廃し、零細金融上の便宜を図ること。

(5) 零細企業に対する融資状況を把握し得るよう、中小企業統計を整備すること。

日独貿易取極の妥結

昨年10月来西独ボンで行われていた日独貿易交渉は、この程ようやく妥結し、6月15日関係文書の調印を終つた。その概要は次の通り。

1. 昨年9月末をもつて廃止した日独オープン勘定の残高(日本側の借越)については、明年6月末までに6回にわたり米弗または英磅で分割現金決済を行う。
2. 本年4月から明年3月までの年度間貿易について、貿易計画は作成しないが、これを拡大する方向で次の通り取極める。

(イ) 日独両国はIMFやガットなどの定める範囲で相互に原則として無差別最恵国待遇を与え合うことを確認する。

(ロ) 日本側は西独からの輸入に対し英磅地域からの輸入並みにユーザンス適用品目を拡大し、また輸入保証金積立率を引き下げるなど輸入の便宜をはかる。

(ハ) 西独側は再輸出用綿及びスフ織物、まぐろ、かつお及びかに罐詰、茶などの対日輸入品に対し新規に外貨割当を行うほか、食糧品、繊維品、化学品などに対する輸入割当額を増加する。

今回の交渉において、わが国のかねての主張であるOE E C諸国並みの待遇取付は実現されなかつたが、最恵国待遇付与の原則が確認され、かつ具体的には自由化品目の若干の拡大が行われたことはともかく成功と言えよう。これによつて今後両国間貿易の拡大、特にわが国輸出の伸長による両国収支バランスの改善が期待されている。(従来の貿易規模は年間輸出入合計6千万ドル程度、収支バランスは昭和29年が22百万ドル、30年が10百万ドルの日本側入超)

31年産米価格決定

本年産米の政府買入については6月12日の閣議において生産者平均手取価格を玄米石当り10,070円(前年予算米価10,160円)と決定、同時に集荷目標(23,500千石)、概算金支払(石当り2,000円)、減税額(石当り平均1,400円)等予約売渡申込制に基く本年産米の集荷に関する事項が決定された(消費者価格は前年据置)。

なお本年産米価の決定については、例年紛糾する米価審議会の論議も比較的円滑に進み、かつ米価が主として農業パリテイ指数の低下を理由に前年を1.3%下回る水準となつたこと、また関東以西産米につき新しく歩留格差(加算額石当り25円)が設けられたことなどが注目される。

[参考]

戦後国際収支の推移

(単位百万ドル)

項 目	21年 ~25年	26年	27年	28年	29年	30年			31年1~3
						1~6	7~12	年計	
1. 物資及びサービス	(-)1,475.0	(-)465.8	(-)594.5	(-)1,029.5	(-)682.4	(-)243.1	(-)75.8	(-)319.1	(-)78.6
輸出 (F O B)	1,863.8	1,353.6	1,276.0	1,257.8	1,611.3	889.6	1,116.9	2,006.6	555.6
輸入 (F O B)	2,849.0	1,645.2	1,685.6	2,049.6	2,040.5	1,012.1	1,069.1	2,081.3	558.9
差 引 出 入 (-)	(-)985.2	(-)291.6	(-)409.6	(-)791.8	(-)429.2	(-)122.4	47.8	(-)74.6	(-)3.2
運 輸 及 び 保 険	(-)531.5	(-)226.6	(-)161.9	(-)183.3	(-)177.5	(-)79.4	(-)77.7	(-)157.2	(-)44.2
投 資 収 益	(-)12.5	(-)5.3	(-)4.9	(-)23.1	(-)38.8	(-)23.2	(-)18.0	(-)41.4	(-)6.6
政府取引(軍関係受取を除く)	(-)0.2	(-)1.0	(-)2.3	(-)1.2	0.9	6.6	(-)1.2	5.3	0.1
そ の 他	54.4	58.7	(-)15.8	(-)30.1	(-)37.8	24.4	(-)26.4	(-)51.1	(-)24.6
2. 民間贈与及び民間資本	55.1	50.2	64.5	3.3	42.8	32.4	83.1	115.6	5.3
民間贈与	49.7	15.7	27.0	21.1	29.3	14.7	15.5	30.3	7.4
民間資本	5.4	34.5	37.5	(-)17.8	13.5	17.7	67.5	85.2	(-)2.1
3. 軍関係受取	221.0	624.2	787.8	803.3	602.3	230.1	274.8	505.1	117.7
4. その他(誤差脱漏を含む)	(-)13.2	8.4	(-)64.0	(-)0.2	12.6	47.9	(-)48.0	(-)0.1	22.4
5. 過不足(-)(1~4)	(-)1,212.1	217.0	193.8	(-)223.1	(-)24.7	67.3	234.2	301.6	(-)66.8
6. 政府借款及び贈与	1,968.3	152.6	41.9	8.1	37.3	(-)23.4	30.7	7.2	7.7
外債償還	—	—	(-)0.3	(-)5.4	(-)6.9	(-)5.5	(-)5.6	(-)11.2	(-)4.6
米 国 援 助	1,954.3	155.1	5.4	—	—	—	—	—	—
米 国 余 剩 物 資 借 款	14.0	(-)2.5	(-)2.9	(-)3.0	(-)2.0	(-)1.4	—	(-)1.4	(-)0.5
米 国 綿 花 借 款	0	—	39.7	0.3	35.4	(-)18.0	(-)14.9	(-)32.9	(-)2.0
世界銀行火力借款	—	—	—	—	—	16.7	6.6	23.4	2.9
余剩農産物借款	—	—	—	(-)—	—	—	41.0	41.0	10.8
そ の 他 借 款 等	0	—	—	—	14.8	(-)15.3	3.3	(-)11.9	1.1
7. 資金移動(保有外貨及び金を除く)	(-)217.1	(-)6.9	(-)32.7	83.1	95.3	40.6	(-)9.6	30.9	15.4
弗 ユーザンス	—	—	—	—	4.1	16.8	30.3	47.3	32.4
磅 ユーザンス	—	4.4	(-)4.4	2.1	62.0	32.4	(-)0.6	31.7	
IMFよりの磅買入	—	—	—	124.0	—	—	(-)62.4	(-)62.4	
同上の弗決済	—	—	(-)—	61.6	—	—	—	—	—
非居住者円預金	—	4.7	10.5	14.9	38.7	(-)6.3	14.0	7.7	(-)11.4
その他(保有外貨及び金を除く)	(-)217.1	(-)16.0	(-)38.8	3.7	(-)9.5	(-)2.5	8.8	6.5	(-)5.6
8. 合 計 (5~7)	589.1	362.7	203.0	(-)148.1	107.9	84.5	255.0	339.7	87.9

[注] 本行為替管理局調